

「火災予防分野における技術カタログ」に掲載する新たな点検技術 応募書類の作成要領

1. 提出が必要な応募書類

以下の書類の電子ファイルを提出してください。

- 火災予防分野における新たな点検技術 応募様式（Microsoft Word ファイル）
- その他参考資料（PDF ファイル等）

その他参考資料にあつては「3. 評価の観点」で示す評価項目について、応募様式に書き切れない内容（安全性を確認するために実施した実証実験の結果等）を補足できるものをご提出ください。

2. 作成要領

応募様式の各欄に記載する内容は以下のとおりです。

■応募者

応募者の情報を記載してください。

■共同応募者

複数社共同で応募している場合にあつては、前項の応募者以外の共同応募者の情報を記載してください。3社以上での共同応募の場合は、3社目以降は別紙に記載し添付してください。

■連絡担当窓口

事務局との連絡担当窓口となるご担当者様の情報を記載してください。原則として、事務局からは当欄に記載された電話番号、メールアドレスあてにご連絡します。

■技術名称

30字以内程度で応募する技術の内容、特徴等が容易に理解できるものとしてください。

■対象となる点検

応募する技術を活用することができる点検の種別を選択してください。

■消防用設備等の認定等種別（消防用設備等点検を対象とした技術のみ）

消防用設備等に搭載された機能等を、新たな点検技術として応募する場合、選択肢の中に該当するものがあれば選択してください。なお、選択肢として挙げている認定等はそれぞれ以下の制度を指します。

- ・ 検定 : 消防法第21条の2に規定する日本消防検定協会による検定
- ・ 認定 : 消防法施行規則第31条の4に規定する登録認定機関による認定
- ・ 自主表示 : 消防法第21条の16の2に規定する自主表示
- ・ 品質評価 : 消防法第21条の36第1項第6号に規定する日本消防検定協会による品質評価

- ・ 特定機器評価：消防法第 21 条の 36 第 1 項第 6 号に規定する日本消防検定協会による評価
- ・ 性能評定：一般財団法人日本消防設備安全センターによる性能評定
- ・ 鑑定：日本消防検定協会による鑑定（平成 25 年 3 月 31 日に廃止）

■改造等に係る対応（消防用設備等点検を対象とした技術のみ）

前項の消防用設備等の認定等種別で該当するものがある場合、当該機能の搭載に伴い改造等を行っていれば、該当するものを 1 つ選択してください。また、自動点検機能、監視機能などの改造等を施している場合は、認定等の継続の可否についての議事録を添付してください。

■応募する技術を適用できる点検項目

「対象となる点検」に対応する点検要領（下表を参照）のうち、応募する技術はどの点検項目について適用可能か記載してください。

なお、適用できる点検項目が多岐にわたり、応募様式の欄に書き切れない場合は、別紙を添付してください。

対象となる点検	対応する点検要領
消防用設備等点検	「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成 14 年 6 月 11 日付け消防予第 172 号）
防火対象物点検	「消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成 14 年 12 月 13 日付け消防安第 125 号）
防災管理点検	「消防法施行規則第 51 条の 14 で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成 21 年 1 月 26 日付け消防予第 37 号）

■特徴・概要

応募する技術の特徴・概要について記載してください。当該技術を導入することにより、従来の点検方法に比べ、いかに効率化等に寄与できるかという観点を盛り込んでください。

記載する内容や分量については「火災予防分野における技術カタログ」に掲載されている新たな点検技術の「特徴・概要」の欄を参考にしてください。

（参考 URL）<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/technology/catalog.html>

■点検基準の項目を確認できることの検証結果

応募する技術は、点検基準で確認を求めている事項について、従来の点検方法と同等以上に確認できる技術であるかについて検証した結果を説明してください。

実証実験等を行っていれば、その結果等を別紙として添付してください。

■周囲に危害を及ぼさないことの検証結果

応募する技術を使用して点検を実施することにより、火災や事故のリスクが著しく増加するなど、周囲の人員や物品に危害を及ぼさないかについて検証した結果を説明してください。

実証実験等を行っていれば、その結果等を別紙として添付してください。

■消防用設備等に悪影響を及ぼさないことの検証結果（消防用設備等点検の場合のみ）

応募する技術を使用して点検を実施することにより、消防用設備等に悪影響が及ぼさないかについて検証した結果を説明してください。

実証実験等を行っていただければ、その結果等を別紙として添付してください。

また、応募する技術を搭載した状態で製品として認定等を受けた事実、その販売期間と販売数など実績をもとにご説明いただいても構いません。

■使用方法・適用条件等

以下の各項目について記載してください。使用方法等を解説するのに適宜画像を貼付しても構いません。

- ・使用方法
- ・本技術を使用した点検方法の例
- ・適用条件
- ・資格要否
- ・点検実施に必要な人数
- ・不具合時のサポート体制
- ・機器の校正
- ・その他

記載する内容や分量については「火災予防分野における技術カタログ」に掲載されている新たな点検技術の「使用方法・適用条件等」の欄を参考にしてください。

（参考 URL） <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/technology/catalog.html>

■技術詳細 URL

応募する技術のカタログ等を掲載している Web ページがあれば貼付してください。

3. 評価の観点

評価会議では、主に以下の観点について評価を行います。以下の観点で評価を受ける前提で、応募様式に書き切れない内容があれば、補足できるもの（安全性を確認するために実施した実証実験の結果等）をご提出ください。

■点検基準の項目を確認できるか

応募する技術は、点検基準で確認を求めている事項について、従来の点検方法と同等以上に確認できる技術であるか。

■周囲の人員や物品に危害を及ぼさないか

応募する技術を使用して点検を実施することにより、火災や事故のリスクが著しく増加するなど、周

困の人員や物品に危害を及ぼさないか。

■消防用設備等の機能に悪影響を及ぼさないか（消防用設備等点検の場合のみ）

応募する技術を使用して点検を実施することにより、消防用設備等の機能に悪影響を及ぼすおそれがないか。

■使用方法が明確になっているか

応募する技術の使用法や使用できる条件等が明確であるか。

■現場で実用に足るか

実際の点検の現場で使用できることが根拠をもって示されている又は関連する他分野で実用されている実績があるか。

■点検の効率化等に寄与するか

応募する技術を使用して点検を実施することにより、従来よりも高い精度で確認ができる、短時間で点検を実施できる、省人化を図れるなど、効率化等に寄与すると考えられるか。